

第1回 安平町町民まちづくり会議 議案

安平町への移住をおねがいする顔



令和5年度卒業の早来学園9年生が授業で作成した町非公式キャラクター「あびたまなっちゃん」

子ども達にも安平町に親しみを持ってほしいと願いから創られた。

日時 令和8年4月20日(月)

場所 安平町役場 総合庁舎(2F 大会議室)

【会議レジュメ】

1 開 会

2 町長挨拶

3 自己紹介

◇参加者（計10名）

◇庁内プロジェクト・チームメンバー（役場職員内公募者：4名）

◇事務局（安平町政策推進課：4名）

4 議 事

（1）町民まちづくり会議の役割について P 1

※以下の朱書き部分は、当日別途スライドにてお話しさせていただきます。

（2）安平町の人口推移などについて

（3）安平町の財政状況について

（4）総合計画について

➤ そもそも「総合計画」って何！？ ～ラーメン屋さんを例に

➤ 今の第2次総合計画の特長は！？

➤ 次の第3次総合計画の策定方針 P 4

（5）次回以降について

5 その他

6 閉 会

【議事（１）町民まちづくり会議の役割について】

安平町町民まちづくり会議	
目的	町のみなさんとの協働による計画づくりを行う。※
内容	第2次総合計画を振り返るなかで、参加者のイメージする安平町の今の姿をお聴きする。
対象	18歳以上の町民を無作為に抽出した300名に手紙を郵送し、参加意向を示してくださった方
時期	6月下旬までの全4回を予定
手法	町のみなさんと行政職員による継続的ワークショップ

※協働により行う理由／根拠

安平町まちづくり基本条例

（まちづくりの基本理念と基本原則）

第4条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本理念と基本原則に基づいて推進します。

- （1）町民が暮らしやすいまちにするため、情報の公開と情報の共有を図ります。
- （2）町民の行動や団体の活動を活発にするため、町民参画の権利と責任を明らかにします。
- （3）人と人の絆を育てるため、協働と連携の仕組みを築いていきます。
- （4）次世代にまちづくりを引継いでいくため、行政の政策活動の透明化とともに、議会の役割と責務、町民、町長及び職員の責務を明らかにします。
- （5）子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるとともに、人々が健康で生き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図ります。

（総合計画の策定）

第23条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本構想及び基本計画（以下、これらを「総合計画」という。）を、この条例の理念に基づき策定します。

（町民の責務）

第33条 町民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりの推進に努めます。

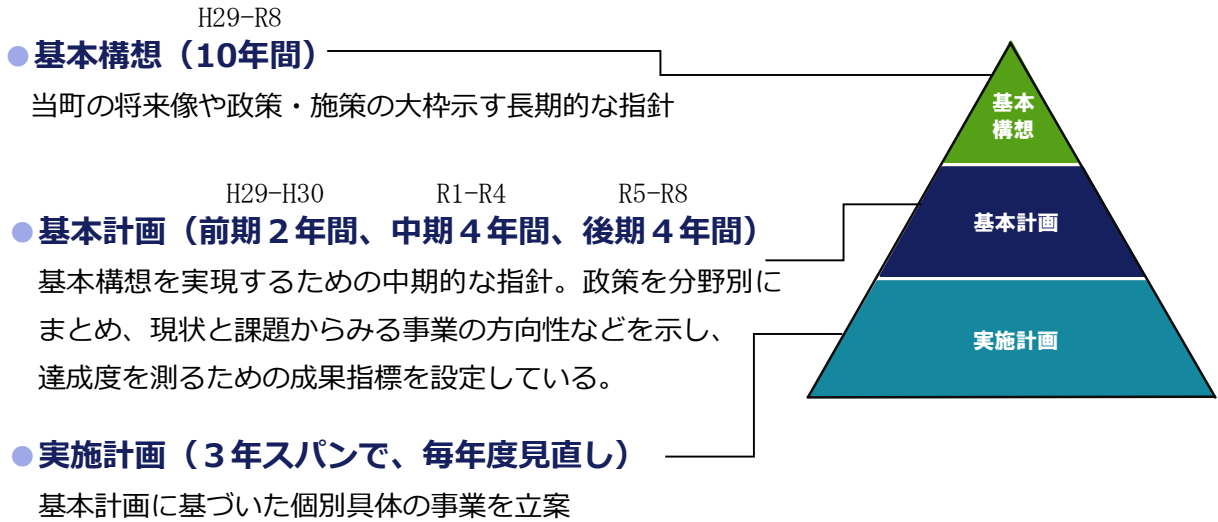
- 2 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。
- 3 町民は、地域における人と人との触れ合いが、個人の人間形成や、安全安心な住環境、地域文化の継承などに大きな役割を果たしていることを認識し、地域の絆を深めるように努めます。
- 4 町民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します。

○留意事項

- ・報酬やお車代などはなく、みなさんの善意によって実施されます。
- ・万一、会議の前後で事故等が発生した場合は、町の総合賠償保険により保障されます。

【議事（１）町民まちづくり会議の役割について】

【第２次安平町総合計画の構成と期間】



○本編及びダイジェスト版のホームページへの掲載

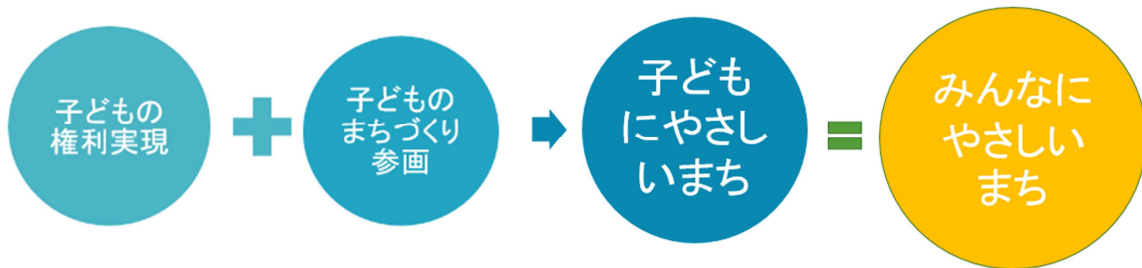


<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku>

※当日、冊子を配布します。

【議事（1）町民まちづくり会議の役割について】

参考：安平町が進めるまちづくりの理念「子どもにやさしいまちづくり（CFCI）」



【この後の議題（情報共有）】

（2）安平町の人口推移などについて

安平町における過去から現在、そして将来にわたってどのように人口が推移し、今後どのようになっていく見込みなのか、といったことについて別の資料をお見せしながらお話しします。

（3）安平町の財政状況について

人口減少や物価高で収入面や支出面双方での課題感が強くなっている現状を踏まえて、現在の安平町お財布事情を別の資料を用いて簡単にお話しします。

（4）総合計画について

そもそも総合計画っていったい何なのか、第2次総合計画の特長やこれに基づいた令和7（2025）年度の取り組み状況などについて、別の資料でご説明します。

（5）次回について

次回以降の進め方・考え方などについてご説明します。

第3次 安平町総合計画策定方針

政策推進課 作成

令和7年6月

1 はじめに

現行の総合計画の計画期間が残り約2年となることから、これまでの取組みを総括するとともに、安平町の未来を描く、令和9（2027）年度から始まる新たな総合計画を策定します。

2 総合計画の位置付け

地方分権改革推進計画に基づく平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、平成26年12月に施行した安平町まちづくり基本条例第23条において、長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画の策定を義務付け、その構成は「基本構想」「基本計画」とすることが規定されています。

3 総合計画の構成、期間及び策定にあたっての基本事項

（1）総合計画の構成

総合計画の構成は、安平町まちづくり基本条例第23条に基づく「基本構想」、「基本計画」の2つの構成とします。（安平町議会基本条例第3条の規定による議決事件）

また、これら政策・施策を具体的に進めるための「実施計画（事務事業計画）」も併せて取りまとめます。

なお、総合計画は、財政推計・財政計画との連動の観点から、基本構想に対応した「長期財政推計」と、基本計画に対応した「中期財政計画」を定めます。

ア 基本構想

長期的な指針として、安平町の将来像や施策の大綱を示すもの

イ 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策別に現状と課題、目的や方針などを示すとともに、行政評価によるPDCAサイクルを確立するため、施策の達成度を測る指標（KPI）の設定を検討します。

なお、社会経済情勢などの大きな変化に対応するため、基本構想の期間中において基本計画の期間を分け、必要な見直しを図ります。

ウ 実施計画（事務事業計画）

基本計画を実施するための主要事業の具体的な内容を集約するとともに、予算編成の指針とします。

なお、社会経済情勢などの変化に柔軟に対応するため、向こう3か年の計画をローリング方式（毎年度見直し）により策定します。

(2) 総合計画の期間

策定根拠である安平町まちづくり基本条例の逐条解説では、「総合計画の期間は、現状では、将来構想10年、基本計画は前期5年、後期5年とされ、現在の計画期間が長すぎるとの意見もあり、次期の総合計画（平成29年度から）策定時に計画期間について十分検討します。」と記述されていることに加え、最上位計画でありながら、計画期間中に首長の改選があるため、ローカルマニフェスト（選挙公約）の内容との整合性に課題がありました。このため第2次総合計画では、基本構想の計画期間を10年間とし、基本計画は前期2年、中期4年、後期4年に区分しローカルマニフェストとの整合を図ってきました。

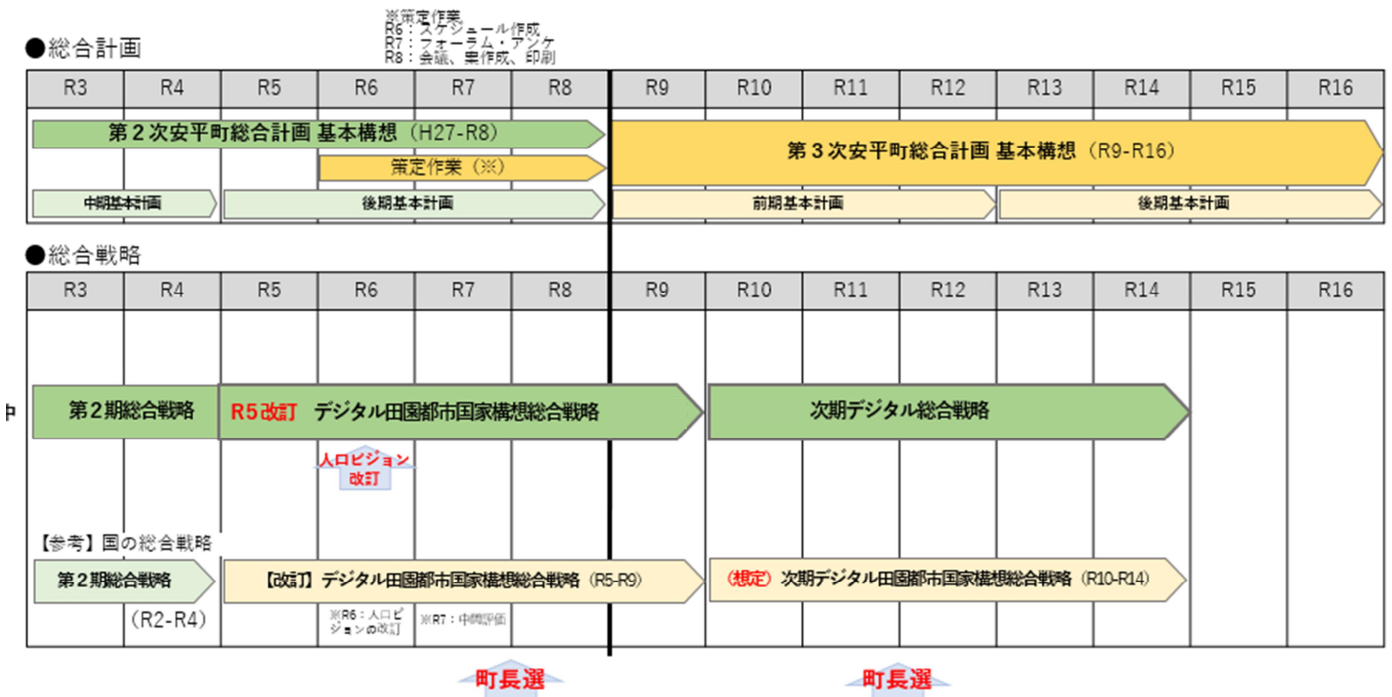
そこで、第3次総合計画においてもこれまでの考え方を踏襲し、令和8（2026）年の町長選挙に向けた基本計画期間の調整を行い、将来基本構想8年、基本計画は前期4年、後期4年とし、基本計画の策定とローカルマニフェスト（選挙公約）の連動を可能とするよう設計しました。

こうした流れを踏まえ、具体的に次の期間により策定します。

ア	基本構想	令和9（2027）年度～令和16（2034）年度	[8年間]
イ	基本計画		
	前期基本計画	令和9（2027）年度～令和12（2030）年度	[4年間]
	後期基本計画	令和13（2031）年度～令和16（2034）年度	[4年間]

◇実施計画（事務事業計画）
前期基本計画に基づく実施計画は、現実実施計画のローリングで対応し、ローリングは原則3年間で行う。

第3次安平町総合計画、総合戦略策定スケジュール（全体構造）



(3) 総合計画の策定にあたっての基本事項

次の基本的考え方に基づき、総合計画の策定を行います。

- 総合計画の策定は職員が行い、統計データの分析など専門的事務を除き、委託は行わない。
- 今期策定時に実施した町外有識者による「総合計画策定アドバイザー」の委嘱は行わない。
- 基本的な方向性について、庁舎内に設置される未来創生本部及び専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図るとともに、その推進機能として庁内プロジェクト・チームを設置する。
- 安平町まちづくり基本条例逐条解説において、「総合計画の策定時には町民を含めた組織を構成して、「参画機会と広聴制度」（第12条）及び「パブリックコメント」（第15条）の規定に基づき事前説明等に努めます。」と定められていることから、次の事項に遵守するものとする。
 - ◇ 未来創生委員会における議論とともに、アンケート調査、町民まちづくり会議でワークショップを実施するなどの機会を通じた町民と職員が協働する仕組みのなかで、町民ニーズを把握する。
 - ◇ 地域資源や強み、弱みを洗い出し、将来像とテーマを協働で策定。
- 基本計画及び実施計画（事務事業計画）において、PDCAサイクルによる行政評価制度を構築し、計画→実行→結果検証→改善策や新たな施策の展開につなげてきたことを踏まえ、より実効性のあるマネジメントサイクルの確立を検討する。

4 総合計画の策定の視点

現基本構想において、当町は『子育て・教育』を1丁目1番地の政策分野とし、これを基軸とした移住定住と回遊交流の促進を重点的に図ってきました。

この間、日本全体の人口が減少局面を迎え、胆振東部地震も重なって大幅な人口減少が進み、当町の行政運営も岐路に立たされた中、『ピンチをチャンスに』という合言葉のもと、これを乗り越えて、魅力ある当町の子育て・教育を知っていただくことで3年連続の人口の社会増というプラスの成果が現れたと考えられます。

人口減少や少子高齢化の進行などによる人口構造の変化は、社会保障費の増大や自治会・町内会をはじめとした地域活動の担い手不足など、町民生活に大きな影響を及ぼすものであり、また、社会経済のグローバル化とこれに伴う気候変動への対応、高度情報化の進展、さらには、多様化・複雑化する町民ニーズへの対応など、継続的かつ長期的に取り組むべき課題は山積しています。

この先、より成果を出していくためには、より明確なターゲットを設定し、その施策を中心にすえながら施策を展開し盛り上げていくという現基本構想の考え方を維持し、より発展させていく必要があると考えることから、当町の強みを生かした持続的発展を創造するため、15年後に控える2040年問題（人口減少社会がもたらす問題の総称）を克服する社会を見据えながら、まち

づくり基本条例の理念に則り、町民と行政の協働による理想の将来像を描き、これを具現化するために、次の4つの視点を踏まえ、戦略的な計画を策定します。

＜安平町を取巻く主な環境の変化（直面する社会課題）＞

○急激な**少子高齢化**による**人口減少**時代の到来がもたらす自治会・町内会活動をはじめとした各種活動の**担い手不足**、生産年齢人口の減少による**働き手不足**とこれに伴う**税込減**、**社会保障費**などの増大に伴う**厳しい財政運営**

○まちづくり基本条例の理念に基づき、**子どもを含めた全世代の町民の参画と協働**によるまちづくりの**必要性の増大**

○価値観やライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化や、外国に由来のある労働者の増加による**多文化共生**、**農福連携**を中心とした**しょうがいのある方々のさらなる活躍機会の向上**を念頭に置いた**共生社会の実現**

○待ったなしに進展する**気候変動**とこれに伴い増大する**災害対応**



これらを解決し、地方自治の本旨である『**町民の福祉（幸せ）の増進**』に努める。

視点1 子どもを含めた全世代の町民参画による、町民と行政の協働の計画づくり

平成26年12月26日に施行された安平町まちづくり基本条例第11条において、「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりに参画することに努める」ことが規定されています。また、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」による子どもの権利に関する理念を背景に、計画の策定にあたっては、子どもを含めた全世代の町民と行政による話し合いを通じて、それぞれの役割と責任を確認するとともに、町民一人ひとりがまちづくりに関心と責任を持ち、郷土への誇りを育むため、多くの町民に参画いただきながら計画を策定します。

視点2 既存のハードを活用したソフトへ、町民の幸せに寄り添う計画づくり

平成18年3月の合併以降、可能な機能を段階的に集約し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう整理を進めてきました。また、胆振東部地震での被災（特に、ブラックアウト）を契機とした災害に対する整備も並行して行ってきました。

今後のまちづくりに際しては、ゼロカーボンシティを意識した、既存公共施設・地域資源としてのストックの有効活用に留意した計画とします。

一方、ソフト面では、SDGsの中核的概念であるウェル・ビーイング（Well-being：身体的・精神的・社会的に良好な状態）が自治体政策へ導入される趨勢にあることを踏まえつつ、外国に由来のある人々との共生、性や心身の多様な状況の受容など、一人ひとりが生き生きと、楽しく、このまちで様々な居場所を確保し、活躍できる計画とします。

視点3 地域の強みを活かし、明確な将来像を設定した計画づくり

揺るぎない当町の地理的優位性などを最大限に活用し、これまで磨いてきた当町の『子育て・教育』という強みを町民と新たためて確認し、安平町らしさをより明確にする中で、町民の主体性を支援し、安平町に関心を持ってもらえる方を増やすための施策の展開を目指します。

また、直面する様々な社会課題に対応するため現計画で定められる『安心・平和な生活実現プロジェクト』による解決が、様々な分野でより一層図られる計画を目指します。

これらを踏まえた具体的な将来像が設定できるよう、町民との協議を進めます。

視点4 「選択と集中」を意識した戦略としての計画づくり

今後の生産年齢人口減少による税収減や物価高騰などによる支出の増大により厳しい財政運営が予想される中、持続可能で自立したまちづくりを目指すため、限りある資源を勝負所に「集中」させる一方で、幅広く展開したりリスク分散や問題発生時の速やかな修正による適正な財政支出と、この地域の優位性を最大限に活用したふるさと納税を中心とした財政収入の増加を意識した、実現可能で戦略的な計画とします。

以上4つの視点を念頭に置きながら、変動的で不確実で複雑曖昧な先行きの見えにくい社会に対応するため、町民とともに、まちづくり基本条例の本旨である「町民自らが考え行動する町民自治」の実現に向けて、具体的で現実的な施策が展開されていく仕組みを持った計画とします。

5 総合計画の策定手順

(1) 庁内プロジェクト・チームの設置と基本的な方向性（方針）の策定（R7.4-6）

- ア PT組成
- イ 本策定方針の決定、スケジュールの決定
- ウ 町民参画手法の検討と実施

(2) 策定体制の構築

- ア 庁内プロジェクト・チーム ～（1）による。
- イ 安平町未来創生委員会（諮問・答申） ～設置済み
- ウ 安平町未来創生本部（庁内課長級会議）・専門部会（庁内担当者会議） ～設置済み
- エ 町民まちづくり会議（町民・各種委員・未来創生委員会委員）

(3) 現状基礎調査（R7.7）

- ア 町民アンケート調査の実施（全戸対象）、分析

イ ヒアリング調査などの実施

- (ア) 現計画の達成状況、未解決課題の状況調査（庁内確認）
- (イ) 町長・副町長・教育長ヒアリングの実施
- (ウ) 各課ヒアリングの実施（施策や事業実施後の効果）

(4) 町民参画手続き

- ア 安平町未来創生委員会（委員14名）の開催（随時）
- イ 町民まちづくり会議の設置（R7.9-R8.1頃）
- ウ パブリックコメント（町民説明会として実施することも検討）
- エ 町民自治推進委員会（委員12名）との連携（随時）

(5) 基本構想・基本計画策定作業

- ア 今後新たに想定される課題の把握
- イ 全体構成の検討（体系、柱立て）
- ウ 課題解決のために必要とされる主要施策づくり
- エ 教育委員会と連携した子どもの意見聴取等の参画

6 総合計画の策定体制

(1) 庁内プロジェクト・チーム

目的	基本構想及び基本計画の第3次計画の策定という対応困難な政策課題解決に向けて、必要な知識や豊富な経験などを有する職員とともに策定に向けて調査、協議、検討を進める。
内容	・第3次安平町総合計画策定方針（本案）の検討 ・町民参画推進条例に基づく町民参画に関する業務 ・計画書作成に関する業務 ・その他、PTでの協議を踏まえ、必要と認められる業務
期間	令和7年4月～令和9年3月末（計画策定の日）

(2) 安平町未来創生委員会

目的	町長の諮問に応じて、総合計画の策定に関して調査審議し、答申するとともに、策定後における計画全体の評価・検証を行う。
内容	第3次安平町総合計画の策定に向けた協議を行うとともに、基本構想、基本計画の案について、町長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、策定後は計画全体の評価・検証を行う。
構成	委員14名・外部有識者（3名）
期間	令和7年7月～令和9年7月（2年任期）

(3) 安平町未来創生本部及び専門部会（ワーキンググループ）

目的	総合計画の策定に係る全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るとともに
----	------------------------------------

	に、これらの進行管理を図る。
内 容	総合計画の策定及び進行管理を行う。
構 成	◇本部長一町長 副本部長一両副町長 各部局の課長職、統括参事、保健師長、参事で構成 ◇必要に応じて、本部長が構成員を指定する専門部会を設置（6部会）

7 町民参画（町民意見の集約）

（1）町民意識調査（町民アンケート）

目 的	町民の意向などを調査・把握し、基礎資料とする。
内 容	「消費者満足度重要度調査」という手法を用いて、現行計画の施策への評価という意味での満足度及び次期計画における施策の重要度という意味でのニーズを探り、中長期的に取り組むべき課題などを世代・分野別に分析する。
対 象	町民全世帯
時 期	令和7年7月の想定
手 法	アンケートの全戸配布（電子的回答の活用も予定）

（2）町民まちづくり会議（ワークショップ）

目 的	町民と行政の協働による計画づくりを行う。
内 容	町民アンケートで実施した「消費者満足度重要度調査」の結果及び安平町の地域資源・強み・弱み・脅威・機会を検証する手法「SWOT分析」を活用し、町民と行政の対話を通じた「まちの将来像」「将来テーマ」の設定、まちづくり全体・分野別の具体的な課題や問題点の検証といった方向性/戦略づくりにつなげる。
対 象	町民、各種行政委員、未来創生委員会委員
時 期	令和7年9月から令和8年1月頃を予定
手 法	町民と行政職員によるワークショップ

（3）パブリックコメント（町民説明会として実施することも検討）

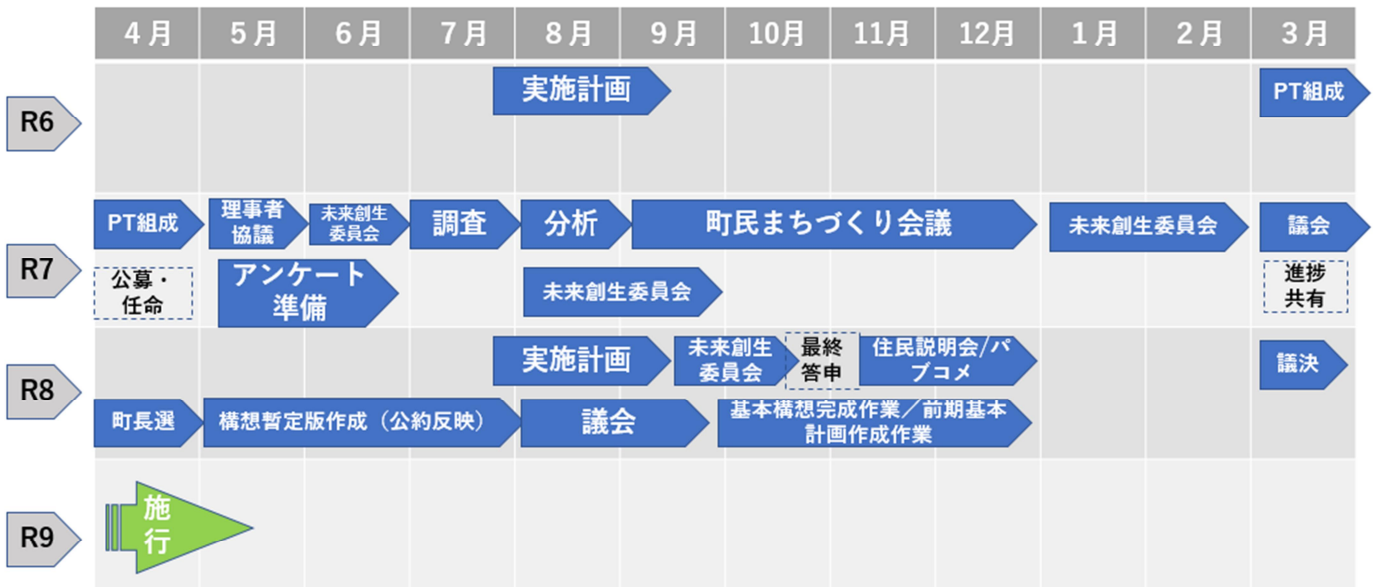
目 的	協働のまちづくりを推進していくため、広く町民や関係者の意見を反映させるために行う。
内 容	基本構想及び基本計画の案について、町民意見を聴取し、その反映結果を公表する。
対 象	町民、在勤者、在学者など
時 期	令和8年11月から12月頃を想定

※このほか、他課で実施される事業などと連動させ、既にある町民との接点を活用していくことを想定している。

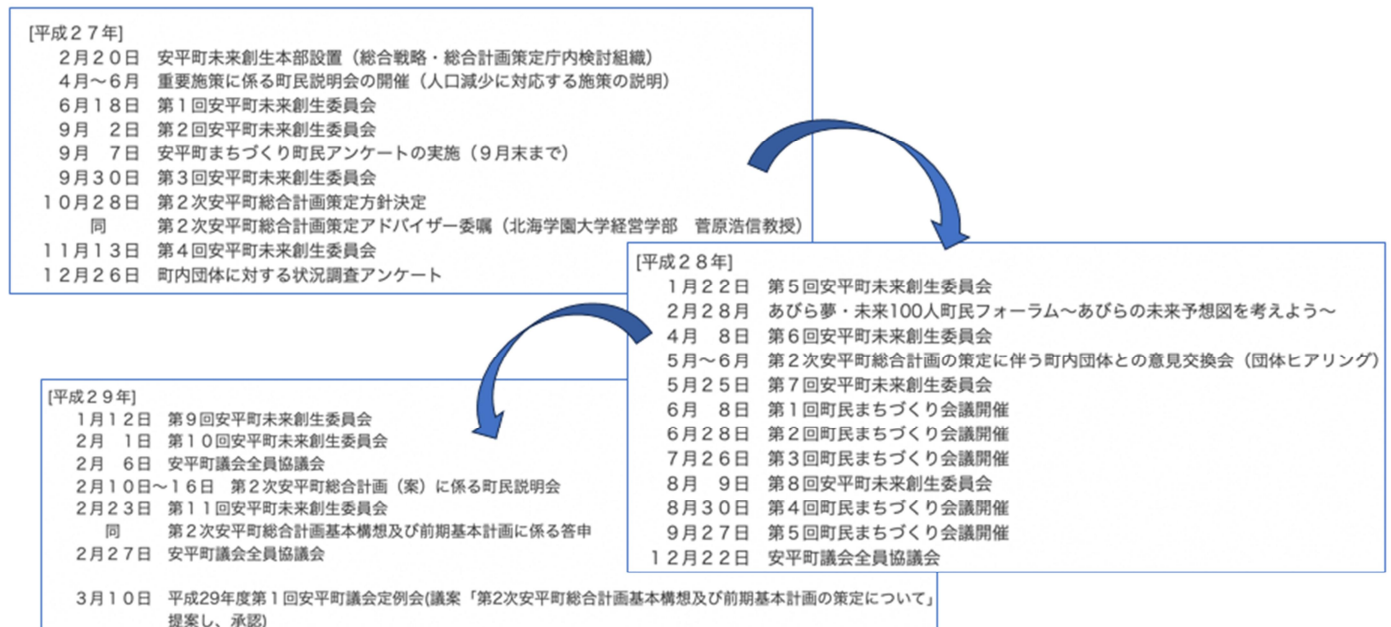
※時期は、現段階の想定であり、事業の進捗によって変更となる可能性があること。

(8. 想定スケジュールも同様)

8 想定スケジュール



【参考】現構想策定スケジュール



9 計画策定体制のイメージ

まちづくり基本条例に基づく「町民参画」「協働」「情報共有」が重要キーワード

町民参画

町民意識調査

- 町民意識や施策ニーズ等アンケート調査
*全戸対象

案に対する町民意見聴取

- 基本構想及び基本計画の案について、町民から意見を求める。
・パブリックコメント(町民説明会)を想定

町民まちづくり会議

- 将来像・将来テーマの設定に向けた、安平町の地域資源や地域の強みの洗出しをワークショップ形式で実施
- 町民・各種行政委員・未来創生委員会委員などの町民と行政による基本構想素案の検討(行政と町民の協働(役割分担)の観点で各部会で意識) *無報酬会議(町民36名(想定)と行政職員)

①町民生活部会	分野	環境、衛生、循環型社会形成、交通安全・防災
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名

②経済産業部会	分野	農業全般、商工、工業、企業、観光、雇用等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名

③インフラ部会	分野	道路整備、住宅、道路・河川、土地保全、通信等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名

④健康福祉部会	分野	福祉、保健・医療、保健、介護等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名

⑤子育て・教育部会	分野	子育て支援、学校・社会教育、文化・スポーツ
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名

⑥行政運営部会	分野	参画、協働、情報共有、地域間交流、行革、財政等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名

(その他)町民自治推進委員会

- 委員12名
- 総合計画策定に当たって、町民参画がなされているか確認し助言提案等を行う。

未来創生委員会

- 委員14名：外部有識者4名
- 基本構想・基本計画の答申
- 計画の進行管理

相談・助言

諮問・答申

行政(町長)

未来創生本部会議(本部長：町長、庁内会議)

- 【庁内PT】
- 全体推進役
 - 町長・副町長・教育長ヒアリング
 - その他必要な業務

【専門部会(各ワーキンググループ)】

- ①町民生活WG
- ②経済産業WG
- ③インフラWG
- ④健康福祉WG
- ⑤子育て・教育WG
- ⑥行政運営WG

- 課長補佐職をリーダー
- 所管課長への詳細報告
- 基本目標、重点課題の検討
- 町民まちづくり会議との協議調整
- 個別計画との整合性検討

事務局：政策推進課政策推進グループ

各組織の会議運営・補助、組織間の連絡調整、施策の体系化整理など

情報共有
協働

情報発信

・町広報誌
・町公式HP
など

提案・議決

町議会

- 全員協議会協議
- 基本構想・基本計画の承認(議決)